

南房総市長 石井 裕 宛

届出人 住 所 南房総市富浦町青木28番地

氏 名 南房総 太郎 ㊞

電話番号 0470 ( 33 ) 1060

被保険者との関係 子

## 記載例

## 国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険に関する書類の送付先変更届

当該被保険者に対する国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険に関する書類について、以下の理由により住所地での受取りが困難であるため、裏面の注意事項を承認したうえで、送付先を変更するよう依頼します。なお、この送付先変更に関する事項は、被保険者（又はその関係者）及び送付先に説明済みであり、この届出により生じた問題に対する責任は、届出人である私が負うほか、本書（写し含む）を関係各課へ回付することに同意します。

		国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険		
		1234567	12345678	1234567890		
送付先変更をする保険に○印をつけ、番号を記載する。同時に複数申請する場合は、それぞれ記載してください。		南房総市谷向100番地				
送付先変更する書類の種類に○をつけてください。	送付先	フリガナ	氏名	南房総 一郎	生年月日	大・昭・平・令 30年 4月 1日
	住所	〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地				
	氏名	南房総 太郎	電話番号	0470 ( 33 ) 1060		
	被保険者との関係	本人・親族(子)・成年後見人・その他( )				
	国保	すべての関係書類・被保険者証等・給付関係書類・保険税関係書類				
	後期	すべての関係書類・被保険者証等・給付関係書類・保険料関係書類				
	介護	すべての関係書類				
	変更理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入院・施設入所 <input type="checkbox"/> 判断力低下 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 家族の事情(介護等) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 送付先変更の必要がなくなったため(解除の場合のみ)				
	備考					

※被保険者以外の方が届け出される場合は、以下の委任についてご記入ください。

私は、書類の受領を上記の送付先変更の者に委任するとともに、本書（写し含む）を関係各課で共有することに同意します。

委任者（被保険者） 住所 南房総市谷向100番地

氏名 南房総 一郎 ㊞

押印をお願いします。

確認書類：□個人番号カード □運転免許証 □パスポート □保険証 □その他( )

受付窓口：□市民課 □保険年金課 □高齢者支援課 □朝夷行政センター □地域センター

担当課への回付：□保険年金課 □高齢者支援課 □税務課

## 注意事項

本書を提出するに当たり、次の事項に注意してください。

- 1 送付先を変更するに当たっては、送付先変更の方からの承諾を得てください。
- 2 送付先を成年後見人とする場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。
- 3 本書は、提出時に資格を有する制度のみ対象とします。  
資格を有していない制度の欄に○を付けられても送付先変更として取り扱うことはできません。資格取得後にあらためて本書を提出してください。
- 4 届け出た内容の変更や送付先を変更する必要がなくなった場合は、あらためて本書を提出してください。
- 5 本書を提出後、転出等により資格を喪失されたのち、再度、南房総市への転入等により資格取得された場合は、先に提出された送付先変更届の内容は引き継がれません。  
※後期高齢者制度では、千葉県内への転出では資格をそのまま引き継ぐことから、送付先変更を行った後に千葉県内の他市町村に転出された場合、転出先でも送付先変更を引き継ぐことになります。
- 6 送付先変更の住所宛に送付物が届かなくなった場合は、申請者の同意を得ずに、被保険者の住所へ送付させていただきます。